

経済財政改革の基本方針 2009 に向けた緊急意見

昨日、「経済財政改革の基本方針 2009」の原案が提示された。

今年度は地方分権の推進に向けて極めて重要な年となることから、指定都市市長会では、先般、「骨太方針 2009 に向けた提案」を行ったところであるが、この原案では、「地方分権改革を着実に推進する」とあるのみで、地方分権改革の推進は重点政策として取り上げられず、関係する具体的な事項もほとんど記されていない。

また、国の出先機関改革については、地方の意見や地方分権改革推進委員会の勧告等を最大限尊重すべきとの意見を提出したが、事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を国の『行政改革』の一環として取り上げている。

以上のように、これまでの我々の意見がまったく反映されていないことは、まことに遺憾であり、地方分権改革の推進に対する政府の姿勢については、厳しい評価をせざるを得ない。

この方針に掲げる「危機克服の道筋」や「成長力の強化」、「安心社会の実現」を実現するためには、地方自らが創造力と責任を持って、地域の課題や住民ニーズに対応し、地域の活力を高めるとともに、地域住民の安全安心を確保していく必要がある。

そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、地方分権の趣旨にかなう地方税財政制度を確立することが大前提となる。

また、我々がかねてから要請している新たな大都市制度の創設については、まったく触れられていない。

現行の指定都市制度は、50 年以上前にはじまった「暫定的な措置」であり、全国の約 2 割もの人口が集中する指定都市が、そのポテンシャルを十分に発揮し、『「安心と活力」の両立』に向け、日本全体を牽引していくには不十分なものである。新たな大都市制度の創設についても早急に検討を行うべきである。

以上のことから、政府に対して、地方の意見を反映させた真の地方分権改革を重点政策として位置づけ、積極的に推進するよう求めるとともに、次の事項について「経済財政改革の基本方針 2009」に盛り込むよう改めて要請する。

1 指定都市に対する大幅な権限移譲

国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の事務全てを指定都市に権限移譲すること。また、法令等による義務付け・枠付け・関与を廃止・縮小すること。

2 地方分権の趣旨にかなう地方税財政制度の確立

- (1) 国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進め、地方税中心の歳入体系を構築すること。
- (2) 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国直轄事業負担金は廃止すること。特に、維持管理費にかかる地方負担については直ちに廃止すること。

また、現在行っている国直轄事業を地方へ移譲する場合は、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

- (3) 道府県から指定都市への税源移譲により、指定都市の事務配分に対応した大都市特例税制を創設すること。

3 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度の先駆けとして、新たな大都市制度を創設すること。

平成21年6月17日
指定都市市長会